沖縄中南部国有林の地域別の森林計画書

(沖縄中南部森林計画区)

自 令和8年4月1日 至 令和18年3月31日

計画期間

九州森林管理局

I	計	十画の大綱	
	1	森林計画区の概況	3
	(1) 自然的背景	3
	(2	2) 社会経済的背景	4
	;)	3) 森林・林業の動向	4
	2	前計画の実行結果の概要及びその評価	5
	3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	5
П	킒	├画事項	
第		計画の対象とする森林の区域	9
第		森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 0
/17	1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 0
	(1)		1 0
	(2)		1 4
	2	その他必要な事項 ····································	1 4
第		森林の整備に関する事項	1 5
<i>></i> 1₹	1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	1 5
	(1)		1 5
	(2)		1 7
	(3)		1 7
	2	造林に関する事項 ····································	1 7
	(1)		1 7
	(2)		1 7
	(3)) その他必要な事項	18
	3	間伐及び保育に関する事項	18
	(1)		18
	(2)		18
	(3)) その他必要な事項	1 9
	4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	2 0
	(1)		2 0
	(2)) その他必要な事項 ····································	2 0
	5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	2 1
	(1)		2 1
	(2)		
		基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	(3)) 林産物の搬出方法等	2 1
	(4)) その他必要な事項	2 2
	6	森林施業の合理化に関する事項	2 2

(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	2 2
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 2
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	2 2
(4)	その他必要な事項	2 2
第4	森林の保全に関する事項	23
1	森林の土地の保全に関する事項	2 3
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 3
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林	
	及びその搬出方法	2 3
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	2 3
(4)	その他必要な事項	2 3
2	保安施設に関する事項	2 3
(1)	保安林の整備に関する方針	2 3
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	2 4
(3)	治山事業の実施に関する方針	2 4
(4)	その他必要な事項	2 4
3	鳥獣害の防止に関する事項	2 4
(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 4
(2)	その他必要な事項	2 4
4	森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	2 4
(1)	森林病害虫等の被害対策の方針	2 4
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	2 5
(3)	林野火災の予防の方針	2 5
(4)	その他必要な事項	2 5
第5	計画量等	2 5
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	2 5
2	間伐面積	2 5
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	2 5
4	林道の開設及び拡張に関する計画	2 5
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	26
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	26
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	26
(3)	実施すべき治山事業の数量	2 7
第6	その他必要な事項	2 7
1	保安林その他制限林の施業方法	2 7
2	その他必要な事項	2 7
別表 1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	28
1	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	28
2	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能	20
_		

又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進す	-べき森林 2 8	8
① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持	F増進を図るための	
森林施業を推進すべき森林	2 8	8
② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森	林施業を推進すべき森林 … 2 :	9
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推	進すべき森林 2 :	9
別表 2 鳥獣害防止森林区域	2 9	9
別記1 保安林の森林施業	3 (0
別記2 自然公園等の森林施業	3	1



I 計画の大綱

I 計画の大綱

この国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2規定に基づき、全国森林計画に即して、沖縄中南部森林計画区に係る国有林について、令和8年度から令和17年度までの10年間について樹立するものである。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 計画区の位置及び面積

本計画区は、琉球列島の中央部北緯25度30分~26度40分、東経125度40分~131度20分に位置し、沖縄本島中南部及び慶良間諸島、久米島、南北大東島およびこれら周辺に介在する大小の島々からなる区域である。総土地面積は63,823haで県土の28%を占めている

本計画の対象とする国有林は、南城市、渡嘉敷村、座間味村の海岸線に小面積ずつ所在 し、その面積は6haとなっている。

イ 地勢

本計画区は、波状台地が広く分布する。この波状台地は、南西ないし北東の方向を持つ 断層によって形成され、台地の北及び東側に断層崖をもっている。また、台地上には比謝 川、天願川、国場川、饒波川のような流路の長い河川が発達している。

離島においては、久米島では、大岳(231m)、阿良山(287m)を中心に、丘陵台地及び段 丘沖積低地が島の東側に、カルスト台地が西側に発達している。慶良間諸島は山地で、浅 い入り江に沿って小面積の谷底低地が分布する。南北大東島やその他の離島はほとんど平 坦地である。

ウ 地質及び土壌

本計画区の地質は、第3紀島尻層と不整合に覆う琉球石灰岩が広く分布し、久米島は安山岩や洪積層、琉球石灰岩が発達しており、慶良間諸島は古生層、南北大東島やその他の離島は隆起石灰岩となっている。

土壌は、ジャーガル、島尻マージ、国頭マージ及び沖積土壌からなっている。ジャーガル土壌は、本島中部東海岸から中央部にかけて最も広く分布する灰色を帯びたアルカリ性の重粘性土壌である。島尻マージ土壌は、本島中部西海岸から本島南端及び久米島、南北大東島等の隆起石灰岩地域に分布している土壌で暗褐色の中性ないし弱アルカリ性の石灰岩起源の土壌である。国頭マージは、うるま市、沖縄市等の本計画区の北部と久米島に分布する土壌で、赤色ないし黄色を帯びた弱酸性の粘性土壌である。沖積土壌は、海岸低地に分布している。

工 気候

本計画区の気候は、亜熱帯海洋性気候に属し年平均気温は約24度、年平均降雨量は2,665mm前後と、温暖多湿である。また夏から秋にかけて襲来する台風と冬季の季節風は、農林業等に多大な潮風害をもたらしている。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区は、比較的平坦な地形であるため市街化が進み、市街地の周辺は農地が広がっている。本計画区の総面積は63,823haであり、そのうち森林面積は12,654ha、森林率は20%で県平均45%に比べて著しく低くなっている。本計画の対象とする国有林面積は6haで森林面積の1%に満たない。

農地面積は、10,223ha(16%)、その他の面積は40,946ha(64%)となっている。

イ 人口

本計画区の人口は約1,467千人で県人口のおよそ84%を占め年々増加しているが、その大部分は本島中南部に集中しており、慶良間諸島など周辺地域では減少傾向にある。 また、人口密度は沖縄県全体の643人/k㎡に対し、1,958人/k㎡となっている。

ウ 交通

本計画区の本島地域は、那覇市をはじめ、本県の経済・産業の中心地であるため、交通 体系は沖縄県の他の計画区に比べよく整備されている。一方で離島地域は、海上交通、航 空路における割高な運賃の低減や、陸上の公共交通の整備をすることが求められている。

エ その他産業の概要

本計画区の令和4年度総生産額は3兆6,993億円で、その88%が第3次産業となっていおり、本県の経済構造の中心となる那覇市、沖縄市、浦添市等が偏在し、県経済の中心的役割を果たしている。

産業別構成比の割合は、第1次産業1%、第2次産業12%、第3次産業87%であり、2次産業は建設業の比重が高く、第1次産業は野菜、花き、さとうきび等のほか畜産などの農業が主体となっている。

また、産業別就業者比率は、第1次産業3%、第2次産業14%、第3次産業83%となっており、第1次産業の中で林業の占める割合は1%に満たない。

(3) 森林・林業の動向

国有林の概況

本計画区の国有林は、沖縄森林管理署で管理経営している。

本計画の対象とする国有林面積は、6haで九州森林管理局国有林面積の1%に満たない。 蓄積は、280m³で九州森林管理局総蓄積の 1%に満たない。

人工林は無く、天然林が6haで100%となっている。

森林の種類は、普通林が無く、制限林が6haで100%となっている。

制限林の全てが保安林であり、潮害防備保安林が100%を占めている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5カ年(令和3年度~令和7年度)の実行結果の概要については、次のとおりである。(令和7年度は実行予定を計上している。)

治山事業については、保安林の整備の植栽工等を計画したが、台風等の悪天候が多かったことにより、工事を見送ったことから不実行となった。

	項目		計	画			実	行		
伐:	采立木材積				$ m m^3$				m³	(-)
	主伐				$ m m^3$				m³	(-)
	間伐 (材積)				$ m m^3$				m³	(-)
	間伐 (面積)				ha				ha	(-)
造	沐 面積				ha				ha	(-)
	人工造林				ha				ha	(-)
	天然更新				ha				ha	(-)
林	道等の開設又は拡張	開設:	km	拡張:	箇所	開設:	km (-)	拡張:	箇所	(-)
保	安林の指定解除	指定:	ha	解除:	ha	指定:	ha (-)	解除:	ha	(-)
	保健保安林	指定:	ha	解除:	ha	指定:	ha (-)	解除:	ha	(-)
治	山事業									
	保安林の整備				2ha				ha	(-)
	保全施設				箇所				箇所	(-)

注 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、 木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社 会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め望ましい森林の姿を目指していく。

本計画においては、このような基本的な考え方に即し、沖縄中南部森林計画区における森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。なお、計画の樹立に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。

Ⅱ 計画事項

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

単位 面積:ha

	区	分	ì		面	積	備	考
	総	数	ζ			5. 92		
市町	南	坊	Ì.	市		0.30		
村 別	渡	嘉	敷	村		2. 17		
内訳	座	間	味	村		3. 45		

注1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

² 森林計画図は、九州森林管理局及び沖縄森林管理署において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- (1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能注を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として森林の有する水源涵(かん)養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林施業の合理化、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣害による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水と連携した国土強靱化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

その上で、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標並びに基本方針を以下に定める。

注 国有林の地域別の森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、公衆の保健、地 球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の 供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

	T	
森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水
	発達することにより、水を蓄え	源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要な
	る隙間に富んだ浸透・保水能力	ため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林
	の高い森林土壌を有する森林で	は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整
	あって、必要に応じて浸透を促	備及び保全を推進する。
	進する施設等が整備されている	具体的には、良質な水の安定供給を確保する観
	森林	点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植
		生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとと
		もに、伐採に伴って発生する裸地については、縮
		小及び分散を図ることとする。また、自然条件や
		国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林に
		おける針広混交の育成複層林化など天然力も活用
		した施業を推進する。
		ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養
		の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定や
		その適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能/	下層植生が生育するための空	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及
土壤保全機能	間が確保され、適度な光が射し	ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の
1	込み、下層植生とともに樹木の	崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のあ
	根が深く広く発達し土壌を保持	る森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維
	する能力に優れた森林であっ	持増進を図る森林として整備及び保全を推進す
	て、必要に応じて山地災害を防	る。
	ぐ施設が整備されている森林	具体的には、災害に強い国土を形成する観点か
		ら、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の
		裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。ま
		た、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も
		活用した施業を推進する。
		集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高
		い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十
		全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な
		管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚
		の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留
		等の施設の設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂って	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林
	いるなど遮蔽能力や汚染物質の	等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森
	吸着能力が高く、諸被害に対す	林及び森林の所在する位置、気象条件等からみ
	る抵抗性が高い森林	て風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高
		い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る
		森林として整備及び保全を推進する。
		具体的には、地域の快適な生活環境を保全す
		る観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化の
		ために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹
		種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐
		等を推進する。
		快適な環境の保全のための保安林の指定やそ
		の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果
		たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーシ	身近な自然や自然とのふれあ	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や
ョン機能	いの場として適切に管理され、	植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園
	多様な樹種等からなり、住民等	等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的
	に憩いと学びの場を提供してい	利用等に適した森林は、保健・レクリエーショ
	る森林であって、必要に応じて	ン機能の維持増進を図る森林として整備及び保
	保健・教育活動に適した施設が	全を推進する。
	整備されている森林	具体的には、国民に憩いと学びの場を提供す
		る観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ
		広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推
		進する。
		また、保健等のための保安林の指定やその適
		切な管理を推進する。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一
	潤いのある自然景観や歴史的風	体となり優れた自然景観等を形成する森林は、
	致を構成している森林であっ	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点
	て、必要に応じて文化活動に適	から、文化機能の維持増進を図る森林として整
	した施設が整備されている森林	備及び保全を推進する。
		具体的には、美的景観の維持・形成に配慮し
		た森林整備を推進する。
		また、風致の保存のための保安林の指定やそ
		の適切な管理を推進する。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場と
	生物が生育・生息する森林、陸	して生物多様性の保全に寄与している。このこ
	域・水域にまたがり特有の生物	とを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた
	が生育・生息する渓畔林	順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して
		適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の
		広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適
		した様々な生育段階や樹種から構成される森林
		がバランス良く配置されていることを目指す。
		とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物
		が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり
		特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地
		的に機能の発揮が求められる森林については、
		生物多様性保全機能の維持増進を図る森林とし
		て保全することとする。また、野生生物のため
		の回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進す
		る。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施
	し、木材として利用する上で良	業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進
	好な樹木により構成され成長量	を図る森林として整備を推進する。
	が高い森林であって、林道等の	具体的には、木材等の林産物を持続的、安定
	基盤施設が適切に整備されてい	的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全
	る森林	性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林
		木を生育させるための適切な造林、保育及び間
		伐等を推進することを基本として、将来にわた
		り育成単層林として維持する森林では、主伐後
		の植栽による確実な更新を行う。この場合、施
		業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推
		進することを基本とする。

- 注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水 や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないこと に留意する必要がある。
 - 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散 発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 計画期間において到達し、かつ、保持する森林資源の状態等は以下のとおり。

単位 面積:ha

	区分	現況	計画期末
	四月	(令和7年3月31日)	(令和18年3月31日)
	育成単層林 育成単層林とは、森林を構成 する林木を皆伐により伐採し、 単一の樹冠層を構成する森林と して人為により成立させ維持さ れる森林。例えば、植栽による スギ・ヒノキ等からなる森林。	_	
面積	育成複層林 育成複層林とは、森林を構成 する林木を択伐等により伐採 し、複数の樹冠層を構成する森 林として人為により成立させ維 持される森林。例えば、針葉樹 を上木とし、広葉樹を下木とす る森林。	1	
	天然生林	6	6
	森林蓄積(m³/ha)	47	47

- 注1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。
 - 2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。
 - 3 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。
 - 4 「天然生林」には、無立木地、竹林を含む。
 - 5 四捨五入の関係で現況及び計画期末期の面積が合わないことがある。
 - 2 その他必要な事項 該当なし

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

伐採については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行うこととし、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

- ア 育成単層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然下種第1類及びぼう芽更新等により 林地生産力の向上が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植 栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。
 - (ア) 主伐に当たっては、自然条件等及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、 1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散、伐期の間隔の拡大に配慮する。 また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の ため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。
 - (4) 主伐の時期については、上記ア(ア)のほか、多様な木材需要に対応できるよう、地域における既往の施業体系、樹種特性を踏まえ、下記オ(標準伐期齢におおむね10年を加えた林齢又は標準伐期齢のおおむね2倍)を目安として多様化、長期化を図る。
 - (ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母 樹の保存等に配慮する。
- イ 育成複層林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件等、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。
 - (ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、主伐の時期は標準伐期齢以上とし、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。
 - (イ) 択伐による場合は、林地生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間による。
 - (ウ) 天然更新を前提とする場合には、上記ア(ウ) による。

- ウ 天然生林へと誘導・維持する施業を導入する場合は、気候、地形、土壌等の自然条件 等、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森 林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。
- (ア) 主伐については、上記ア(ア) による。
- (4) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。
- エ 保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号) 第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごと に制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施 業方法による。

オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおり。

樹種	期待径級	仕立方法	主伐時期 の目安	備考
該当なし				

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね 5 ha 以下(法令等による伐採面積の上限が 5 ha 未満の場合にあっては当該制限の範囲内)ただし、分収林の伐採面積については、契約面積を上限とする。

なお、伐採箇所は努めて分散を図るとともに、適切に保護樹帯等を設置することにより、新生林分の保護、土砂の流出の防備、自然景観の維持等を図る。

また、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹の小径木であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残する。

(イ) 天然更新を行う森林

天然更新を行う森林は、アダン等の天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分または、ぼう芽による更新が確実な林分とする。

1箇所当たりの伐採面積は、皆伐を行う森林に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な 時期を選定する。

(ウ) 択伐を行う森林

択伐林分については、健全な林分を維持造成するため、林況に応じた択伐を行い、 保護樹帯については、広葉樹を主体とする林分を期待し、新生林分の保護、風致の維持等の保護樹帯の効果を十分発揮できる森林の維持造成に努め、伐採は保護樹帯の防 風効果の維持向上を図るため、健全な立木の育成と老齢木の除去を目的とした単木択 伐を行う。

国土保全上重要な箇所については、老齢木・被害木の除去等により森林の各種被害 の防止と活性化に資するため、原則として単木択伐を行う。

水資源の確保、風致景観の維持上重要な箇所については、公益的機能の確保と資源 の有効利用を図るため、群状択伐又は単木択伐を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢を次のとおりとする。

Hh IZ	樹	種		
地区	リュウキュウマツ	広葉樹		
沖縄中南部	35年	35 年		

(3) その他必要な事項 該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項 該当なし

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主 として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

原則として高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新を導入する場合は、森林の確実な更新を図ることを旨として、下層植生、立 地条件、前生樹等を勘案して、地表処理、刈り出し、植え込み及び芽かきを適切に行 う。

また、更新が完了していないと判断される場合は、既往の天然有用樹種を勘案の上、最も適合した樹種を選定・植栽等により確実に更新を図る。

樹種ごとの留意事項を以下に示す。

樹種	留意事項						
マツ類	原則として天然更新によることとし、マツ類の生態的適地で、かつ、マツ 類が現存し植生状態等の立地条件から、天然更新による成林が可能な箇所を 選定し、伐採後に刈払い、かき起こし、稚樹刈出し等必要な更新補助作業を 行う。						
その他広葉樹	有用広葉樹を育成、確保するため地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の 適地を対象として、ぼう芽による更新を図るとともに刈払い、植込み等の更 新補助作業による育成単層林施業及び育成複層林施業を推進する。						

- (3) その他必要な事項 該当なし
- 3 間伐及び保育に関する事項
- (1) 間伐の標準的な方法 該当なし
- (2) 保育の標準的な方法

ア 人工林該当なし

イ 天然林

育成単層林及び育成複層林においては、有用天然木の生育と植生の繁茂状況等現地の 状況を考慮のうえ適切に保育を行う。

	育成単層林/育成複層林
下刈	植込みを行った部分に導入する。 なお、天然下種第2類で更新を完了した箇所のうち、有用天然木が競合植生により被圧 され、成立本数の減少や成長阻害の恐れがある箇所についても必要に応じて下刈を実施す る。
つる切	つる類の繁茂が著しく、有用天然木の形質を阻害する恐れのある箇所とする。
除伐	除伐箇所は、有用天然木の混交割合が本数率で30%以上を占め、かつ、3mの通直木がha 当たり4,000本以上成立している林分であって、有用天然木以外の上木等の影響を受け光不足のため生育が阻害される恐れのある箇所とする。

更新・保育標準表 (育成単層林 (天然林型) へ導くための施業)

作業種	林齢	伐採前2年	1 年	伐 採	伐採後1年	2 年	更新完了1	2	3	4	5	6	7			15 ~ 20
更新	ササ処理	\longleftrightarrow													{	
補助	地かき		\longleftrightarrow											~~	}	
作業	刈出し					\longleftrightarrow									<u>} </u>	
	植込み						\longleftrightarrow							~~	}	
下	ĮΙĶ							\lor					^		<u> </u>	
つ	る切								-				\rightarrow		<u>} </u>	
除	伐													<u> </u>	\ <u></u>	<>

注:この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は、植込み箇所を対象に実施する。

更新・保育標準表(育成複層林(天然林型)へ導くための施業)

	林種	(伐)	(伐)	更新	2	3	4	5	6	}	}	10	}	15
作業種		1年	2年	完了						}	}		}	
地床	処 理	\longleftrightarrow									{			
刈田	1 L		\longleftrightarrow							<u> </u>	}		3	
植业	. み			\longleftrightarrow							<u> </u>		3 }	
下	ĮΙΚ				<				>	}	}			
除	伐									<u> </u>	}		3	<

注:この表は目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて実施する。

なお、下刈は植込み箇所を対象に実施する。(伐)は、伐採跡地で更新完了に至らないもの。

(3) その他必要な事項 該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、別表1のと おり定める。

また、公益的機能別施業森林の区域設定及び施業の方法の考え方は以下のとおりとする。

<u>る。</u>		The state of the s
区域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源の涵養の機能 の維持増進を図るための森林施業を推進 すべき森林の区域	水源滋養の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等についてはこの限りではない。	伐期の間隔の拡大及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持(育成複層林にあっては、下層木の適確な生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な又は特適な又は特適な又は特別での形成の機能の機能の機能を図えた。 大きををする という はいい はい	山地災害防止機能・土壌保全機能 の高度発揮が求められている森林に ついて、森林の位置及び構成、当該 区域に係る地域の要請等を確保の観点 での、管理経営の一体性のでよる。 を理経営の一体性である。とだ し、決かな配置にせて定めることに特別 なきまりを持たせであることに特別 な意義をするではない。 快適環境形成機能のいて。 で選りではののできるではこのではない。 快適環境形成機能のいる。 で選りではない。 で選りではない。 で選りではののでできるではでいる。 はこのではない。 で選及び構成、地域住民の一体性ので はないない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 はこのではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このではない。 は、このでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	それぞれの区域の機能に応じ、森 林の構成を維持し、樹種の多様性を 増進することを基本として、長沢 、沢代による複層林施業、沢代による複層林施業な利 、良好な自然環境の保全や快成を したが、最近の保全や中域を した施業の方法を推進の維持増進を 図るための森林を推進の景観の は大めの森林において、風致のに れた森林の維持又は造成のために れた森林のは またが、求められる森林において、 のたの が、求められる森林において、 のたの は、これ を で で で で で で で が で が で が で が で が で が で
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域	保健・レクレーション機能、又化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が定められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。	

- (2) その他必要な事項 該当なし
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

基幹路網の現状を以下に示す。

単位 延長:km

区分	路線数	延長
基幹路網	該当なし	
うち林業専用道		

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 効率的な森林施業を推進するための目安となる路網密度の水準及び作業システムの考え 方は以下のとおり。

	11.316			
区 分	作業システム	路網密度	基幹路網	
緩傾斜地(0° ~ 15°)	車両系作業システム	100m/ha 以上	35m/ha 以上	
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	75m/ha 以上	25m/ha 以上	
中侧耕地(15 ~ 50)	架線系作業システム	25m/ha 以上	Z5III/III 以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60m/ha 以上	15m/ha 以上	
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	架線系作業システム	作業システム 15m/ha 以上		
急峻地(35°~)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha 以上	

- 注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。
 - 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行う。

- イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし
- (4) その他必要な事項 該当なし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、新規就業者や現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組むことが求められている。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むことが重要となっている。このため、国有林野事業としても、民有林及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的発注、間伐木等の販売等を通じた経営の安定強化策、高性能林業機械の導入を含む機械化の促進のための措置、労働安全衛生対策等により地域の実態に即した林業事業体の雇用の安定化が図られるよう事業発注時期の公表や技術習得情報の提供等に努める。

- (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 該当なし
- (3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 該当なし
- (4) その他必要な事項 該当なし

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積:ha

本	森林の所在	五 往	初辛十六を東西	備考
市町村	地区(林班)	面積	留意すべき事項	備考
該当なし			林地の適切な管理並び に適切な施業の実施によ り林地の保全を図るほ か、土石・樹根の採掘、 開墾、その他土地の形質 の変更に当たっては、十 分留意する。 なお、保安林について は上記に留意するほか、 各保安林の指定施業要件 に基づいて行う。	
ř	総数			

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当なし
- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に 立って森林の適正な保全と利用との調和を図る。なお、土地の形質の変更を行う場合は、 下記に留意する。

- ア 土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形・地質等の条件、行うべき 施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行う。
- イ 土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設ける。
- ウ その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防 止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。
- (4) その他必要な事項 該当なし
- 2 保安施設に関する事項
- (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及 び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要 請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の滋養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針 該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項 該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定 該当なし

イ 鳥獣害の防止の方法 該当なし

(2) その他必要な事項 該当なし

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

3(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1) イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、地域と連携した林野火災注意報・警報の 仕組みを含めた林野火災予防に関する情報の周知や、請負事業体への指導の徹底、森林巡 視の際の入林者への啓発等を適時適切に実施する。

(4) その他必要な事項

該当なし

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千㎡

区分	総数			主伐			間伐		
岭 刀	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	_		_	_	_	_	_	_	_
うち前半5年分	_	_	_	_	_	_	_	_	_

2 間伐面積

単位 面積:ha

区分	間伐面積
総数	
うち前半5年分	

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1	_
うち前半5年分	1	

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長:km 面積:ha

開設/	種類	区分	位置	路線名	延長及び	利用区	うち前半	図面	備考
拡張	7里大只	四月	(市町村)	101/水石	箇所数	域面積	5年分	番号	1佣/与
	該当なし								

- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
 - ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

保安林の種類	面	備	考	
木女林の種類	1里块		7月	与
総数(実面積)	6	6		
水源涵養のための保安林	_			
災害防備のための保安林	6	6		
保健、風致の保存等のための保安林	_	_		

- 注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。
 - ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積:ha

指定	森林の所在		面積	指定又は解除を		
/ 解除	種類	市町村	区域(林班)	うち前半5年分		備考
	該当なし					

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

	指定施業要件の整備区分							
種 類	伐採方法の	皆伐面積の	択伐率の	間伐率の	植栽の			
	変更面積	変更面積	変更面積	変更面積	変更面積			
該当なし								

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

森林	の所在	面積	指定を必要とする理由	備考
市町村	区域(林班)	うち前半5カ年分	相足を必安とりる理由)用 <i>行</i>
該当なし				

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林	の所在		治山事業施工地区数	シ ムア#	/#= 1 7.
市町村	区域(林班)		うち前半5年分	主な工種	備考
南城市	8 1	1	1	除伐、植栽工、護岸工	
渡嘉敷村	8 2	1	1	除伐、植栽工、	
				防風柵工	
座間味村	8 3	1	0	除伐、植栽工、	
				防風柵工	
	計	3	2		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積:ha

泛手	森木	木の所在	工 往	施業力	施業方法		
種類	市町村	区域(林班)	面積	伐採方法	その他	備考	
	総	数	5. 92	別記1	参照		
	南城市	8 1	0.30				
潮害防備保安林	渡嘉敷村	8 2	2. 17				
	座間味村	8 3	3. 45				
国立公園	総	数	5. 13	別記2	参照		
第1種特別地域	座間味村	8 3	0. 54				
第3種特別地域	渡嘉敷村	8 2	1.68				
为 3 俚行加地类	座間味村	8 3	2. 91				

注 () 書は、公有林野等官行造林地

2 その他必要な事項 該当なし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

		区	分			森林の区域(林班)	面積	施業方法
		総	数				5. 92	
市町	南		城		市	8 1	0.30	伐期の延長、複層林 施業(択伐以外)、複
村 別	渡	嘉	÷	敷	村	8 2	2. 17	9 4 U A Y C より、 / N () R U Z
内訳	座	間	j	味	村	8 3	3. 45	滋養機能の維持増進を 図る。

- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の 維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

	区	分			森林の区域(林班)	面積	施業方法
	総	数				5. 92	
市町	南	坊	ţ	市	8 1	0. 30	長伐期施業、複層林施業 (択伐以外)、複層林施業
村 別	渡	嘉	敷	村	8 2	2. 17	(択伐)のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌
内 訳	座	間	味	村	8 3	3. 45	の保全機能の維持増進を図る。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

X	分	森林の区域(林班)	面積	施業方法
総	数		5. 92	
市町	南城市	8 1	0.30	複層林施業(択 伐)、により、快適な
村 別	渡嘉敷村	8 2	2. 17	環境の形成の機能の維 持増進を図る。
内訳	座間味村	8 3	3. 45	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積:ha

区分	森林の区域 (林班)	面積	施業方法
総数			
市町村別内訳	該当なし		複層林施業(択 伐)、により、保健文 化機能の維持増進を図 る。

別表 2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積:ha

区分	対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積
総数			
市町村別内訳	該当なし		

別記1 保安林の森林施業

	区 分	森 林 施 業	備考
伐	主伐に	1 水源かん養、防風、干害防備保安林は、原則として伐採種を定	詳
採	係るもの	めない。伐期は、標準伐期齢以上とする。	細
の		2 土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、水害防備、潮害防	に
方		備、魚つき、航行目標、保健、風致保安林は、原則として択伐と	つ
法		する。伐期は、標準伐期齢以上とする。	٧١
		3 落石防止保安林は、原則として禁伐とする。	て
	 間伐に	1 主伐ができる森林で、伐採ができる箇所は、樹冠疎密度が 10 分	は
	係るもの	の8以上の箇所とする。	筃
		2 禁伐である森林は、原則として伐採を禁止する。	所
	N 45 .		別
伐	主伐に	1 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化	の
採	係るもの	を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐	指
<i>O</i>		採をすることができる1箇所当たりの面積の限度を定める。	定
限		2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積	施
度		は、農林水産省令で定める択伐率による材積を超えないものとす	業一
		る。ただし、その択伐率は、植栽に係る事項が定められた森林で	要
		保安林指定後最初に行う箇所は10分の4以下、それ以外の箇所は	件
		10分の3以下とする。	に
	間伐に	伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積率は、10分の	よ
	係るもの	3.5以下とする。	る
植	L 栽	植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる箇所を定め	
		る。	
	方法に	おおむね、1 ha 当たり農林水産省令で定める本数以上の割合で均	
	係るもの	等に植栽する。	
	期間に	伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽する。]
	係るもの		
	樹種に	指定施業要件で定める樹種を植栽する。	
	係るもの		

別記2 自然公園等の森林施業

	区 分	施業方法の基準
自	特別保護地区	禁伐
然		その他の植物採取も行わないこと。
公	第 1 種	・原則禁伐
遠	特別地域	・風致維持に支障のない場合単木択伐
		・択伐率は現在蓄積の 10%以内
	第 2 種	・原則択伐
	特別地域	・風致の維持に支障のない場合皆伐
		一伐区面積は2ha以内。一定の要件を満たせば伐区面積を増大する
		ことができる。
		伐区は努めて分散し、更新後5年を経過しなければ連続して設定で
		きない。
		・車道、歩道等の周辺は、単木択伐
		・択伐率 用材林 現在蓄積の 30%以内
		薪炭林 現在蓄積の 60%以内
	第 3 種	風致の維持を考慮し、特に制限を受けない。
	特別地域	